独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百八号

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年四月二十八日とする。

財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
内閣総理大臣　菅　**直人**

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百九号

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十三号）の施行に伴い、及び独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十七条第二項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第二条の六」を「第十七条第二項及び附則第二条の六」に、「第十九条及び」を「第十九条並びに」に改める。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第二条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人日本学術振興会の項中「第十八条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

附　則

この政令は、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月二十八日）から施行する。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
内閣総理大臣　菅　**直人**

省　令

○外務省令第六号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第二項の規定に基づき、在勤基本手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

外務大臣　松本　剛明

在勤基本手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

在勤基本手当の号の適用に関する規則（昭和六十二年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令」を「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第七号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十二条第四項の規定に基づき、住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

外務大臣　松本　剛明

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令」を「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十五条の二第二項、第三項、第四項及び第五項の規定に基づき、子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

外務大臣　松本　剛明

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（年少子女に関する届出）」に改め、同条第一項中「在外職員は、当該」を「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第十五条の二第一項の規定により、」に改め、「該当する場合には、」の下に「当該年少子女の氏名、生年月日その他必要な事項を」を加え、「別記第一号書式に定める年少子女届を」を削り、「提出し」を「届け出」に改め、同条第二項を削る。

第一条の次に次の一条を加える。

（加算支給に関する届出）

第一条の二　法第十五条の二第二項から第五項までの規定により、在外公館に勤務する在外職員の年少子女が学校教育を受ける場合には、当該年少子女の就学状況その他必要な事項を、授業料等の領収書その他の証拠書類の写しを添えて、当該在外職員の属する在外公館の長を経由して外務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じた場合も、同様とする。

第二条の見出しを「（年少子女の異動に関する届出）」に改め、同条第一項中「すみやかに別記第二号書式に定める年少子女異動届を」を「当該年少子女の異動事由その他必要な事項を、速やかに」に、「提出し」を「届け出」に改める。